

## 「とっとり安心ファミリーシップ制度」と連携した利用できる・利用しやすくなる行政サービス

令和6年10月30日時点

自治体名
若桜町

### (注意事項)

- ・各サービス等を利用するためには届出受理証明書又は携帯用カードの提示等のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・一部のサービス利用においては、届出受理証明書又は携帯用カードの提示が不要な場合があります。

No.	行政サービス等の内容	証明書の提示方法等	担当課 (電話番号)	留意事項等
1	町営住宅の入居申込	不要	地域整備課 (0858-82-2239)	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				